

生徒指導に関する規程

2022年4月1日施行

I. 趣旨

第1条 生徒への懲戒については、「学校教育法」第11条において、以下のように規定されている。

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認める時は、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

この規程は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく、生徒の懲戒、及び特別な指導に関する事項を定めるものとする。

II. 目的

第2条 懲戒、及び特別指導は、生徒の非行を防止し、または反省させるためにこれを行う。

III. 決定及び処分

第3条 校長及び教員は、教育上必要があると定めたときは、職員会議に諮り、生徒を懲戒及び特別指導を課すことができる。

第4条 懲戒は、訓告、停学及び退学として、その処分は校長が行う。

2 退学の執行については、諭旨退学とすることができる。

3 懲戒処分は、校長が決定した日から発効する。

IV. 訓告

第5条 訓告は、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上で行い、校長から訓告を与える。同時に授業へ出席させたくて日誌指導・奉仕活動を課すことができる。

2 訓告をあたえるとき、校長が不在の場合は校長代理が行う。

V. 停学

第6条 停学は、有期(21日以内)、及び無期(22日以上)を、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上、校長から訓戒を与える。

2 有期の停学期間中は、原則、自宅謹慎とするが、必要に応じて校内謹慎とすることができる。

3 自宅謹慎による停学期間の場合も、出校日あるいは家庭訪問日を設ける。

4 停学期間中は、欠席となる。

5 懲戒を与えるとき、校長が不在の場合は校長代理が行う。

VI. 特別指導

第7条 特別指導は、訓告を猶予する校長説諭・生徒指導主任説諭として、生徒及び保護

者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上、校長から指導を申し渡す。

- 2 特別指導では、日誌指導及び課題指導、奉仕活動等を課す場合がある。
- 3 申し渡しの際、校長不在の場合は校長代理が行う。

VII. 指導方法内容

第8条 懲戒・特別指導の累積は行わない。その都度、問題行動について指導方法をとる。

- 2 有期停学期間は、休日を含む。ただし、長期休業期間においては、これを前提としない。
- 3 一度に複数の指導内容に及んだ場合には原則として重い内容を適用し、その都度会議に諮り検討する。
- 4 懲戒・特別指導の期間が試験日と重なった場合は、受験させる方向で指導する。
- 5 その他、問題行動を起こした事実が確定しており、特別指導（反省指導）又は懲戒などの指導方針を決定する期間が必要な場合は、若干の日数に限定して、家庭に留め置く措置を行うことができる。なお、その日数は、指導方針が決定した後、特別な指導として家庭反省指導期間とする。又は懲戒による停学の期間に含める。

VIII. 指導内容

第9条 次の各項にその重度を判断し、該当する行為をした生徒に対して行う。

- (1) 個人に対する人権侵害行為
 - (2) 社会的法令違反行為
 - (3) 過度の誹謗中傷行為
 - (4) 校名を傷つけるに至った行為
 - (5) 過度な授業妨害や迷惑行為
 - (6) 故意による学校の施設設備、備品の破棄、汚損行為
 - (7) 試験における不正行為
 - (8) 校内生活の安全や秩序を乱す行為
- 2 試験における不正、試験返却時における不正行為は、全科目0点、又は当該試験科目0点とし、他科目は別室受験をさせる等の指導を行うことができる。
 - 3 事実認定は生徒指導係の教員が行う。ただし第2項の事実認定は教務係の教員が行う。
 - 4 第8条の行為を共同して随伴行為を行った者も、その重度を判断し、懲戒・特別指導の対象とする。

IX. 改廃

第10条 この規程の改廃は、運営委員会を経て、校長が決定する。
附則この生徒指導規程は、2022年4月1日に施行する。